

確定申告を
スムーズに!

マイナ保険証と

医療費控除手続きに マイナポータルをご活用ください

マイナポータルでは、さまざまな行政サービスを24時間いつでもオンライン上で利用することができます。マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)で医療機関を利用すると、医療費情報がe-Tax(電子申告)に連携・集計され、確定申告書に反映されます。領収書の整理や集計の手間を大幅に短縮することができますので、ぜひご活用ください。

医療費控除とは

1月から12月までの1年間に、ご自身やご家族のために支払った医療費が一定額※を超えた場合、確定申告によって税金の一部が戻ってくる制度です。診療費、薬代、通院時の交通費などが控除の対象になります。

※医療費が10万円以上の場合のみ控除の対象となり、控除される金額上限は200万円です。

手続きはかんたん 3 STEP

1 医療費の総額をチェック

マイナポータルにログインし、医療費の明細を確認します。

※医療費控除は対象となる費用が10万円以上の場合のみ可能です。

2 確定申告書に自動入力

e-Taxとマイナポータルを連携し、医療費情報のデータを取得します。確定申告の該当項目が自動で入力できます。

3 確定申告書を提出(送信)

e-Taxから税務署に電子送信で提出できます。

※手続きの詳細は、国税庁のホームページ等でご確認ください。

連携でこんなに便利に

- 医療費の領収書の収集・整理
- 医療費通知の入手*
- 医療費の集計
- 確定申告書への入力
- 書類の管理・保管

すべて不要です



年間医療費通知を入手する手間が省ける

自動入力で計算・入力のミスが防げる

時間の短縮につながる



医療費情報の更新のタイミング

マイナポータルの医療費情報は毎月11日に前々月の診療分が更新されます。確定申告に利用する1年間分の医療費通知情報は、例年、原則2月9日に一括で取得可能です。

※当健保組合では、ご要望があれば確定申告用医療費通知を印刷・郵送しておりますが、今後、段階的にこのサービスを終了いたします。あしからずご了承ください。

マイナ保険証をお持ちでない方は

マイナ保険証 の登録を!

マイナ保険証の
有効期限切れに
ご注意ください

マイナンバーカードおよびマイナンバーカード搭載の電子証明書には有効期限があります。有効期限内の2~3か月前に住民登録のある市区町村から案内が送付されますので、受け取ったら、更新の申請をお願いします。

①マイナンバーカードの作り方

マイナンバーカード交付申請書を使います*

※交付申請書がない場合は、マイナンバーカード総合サイトからダウンロードし、郵送で申請してください。

申請

受け取り

詳しくは
こちら



②保険証利用登録

スマホ
(マイナポータル)

セブン銀行ATM
各種手続きの「健康保
険証利用の申込み」
から

医療機関・薬局
医療機関や薬局の顔
認証付カードリーダー
から